

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、印刷物製造請負契約書に基づくほか、次の各条項を遵守し、契約を履行するものとする。

(納付の完了の確認又は検査)

第2条 受注者は、印刷物を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会のうえ、印刷物の検査を行い、検査に合格したものについてこれを受理するものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、当該不合格品を遅滞なく引き取り、速やかに引き替え納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 検査に要する費用及び検査による変質、変形、毀損は全て受注者の負担とする。

(所有権の移転)

第3条 印刷物の所有権は、前条第2項に規定する検査に合格した時に、受注者から発注者に移転するものとする。

(危険負担)

第4条 前条に規定する所有権の移転の前に生じた印刷物の滅失、損傷その他の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第5条 受注者は、納入した印刷物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(代金の支払い)

第6条 契約代金の支払いは、第2条に規定する検査に合格した後、発注者が適法なる請求書を受理した日から30日以内とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果品（未完成の成果品及び製造を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第8条 受注者は、印刷物の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

(特許権等の使用)

第9条 発注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている印刷物の製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその印刷物の製造方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、

受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費)

第10条 契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに印刷物を納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に印刷物を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 印刷物の製造の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。

(4) 正当な理由がなく契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 印刷物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が印刷物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の印刷物の納入の一部の履行が不能である場合又は受注者が印刷物の納入の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 印刷物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に印刷物の納入をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が印刷物の納入をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその印刷物の納入をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益

を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク この契約に関して、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ケ この契約に関して、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

コ 排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該分野に該当するものであるとき。

サ この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

(9) この契約の履行にあたって、受注者が法令の規定による必要な許可又は認可を失ったとき。

(10) 受注者の経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(11) 受注者がこの契約以外の業務において不正又は不誠実な行為をし、この契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(12) この契約の履行が困難になったことその他やむ

を得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第11条又は前条第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除することができない。

（発注者の任意解除権）

第14条 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、第11条又は第12条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、受注者と協議して定めるものとする。

（受注者の催告による解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。（解除等に伴う措置）

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に印刷物の納入を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認められたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、

発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第11条又は第12条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第14条第1項、第15条又は第16条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに印刷物を納入することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第11条又は第12条の規定により印刷物の納入後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条又は第12条の規定により印刷物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 印刷物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当する場合においては、発注者は、違約金として、遅延日数1日につき、契約金額(既に引渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する契約代金相当額を控除した額)の1000分の1に相当する額を徴収するものとする。

6 発注者は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第31条第1項において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあつては、第12条第1項第7号又は同項第8号アからキまでの規定により契約が解除された場合を除く。

(受注者の損害賠償請求等)

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この

限りでない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第6条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(損害賠償の予約)

第21条 発注者は、受注者が第12条第1項第8号クからサまでのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 受注者が第12条第1項第8号クからコまでのいずれかに該当する場合で、同条に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が第12条第1項第8号サの規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 発注者は受注者が第12条第1項第8号サに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

(1) 第12条第1項第8号クに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 第12条第1項第8号サに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(費用負担)

第22条 この契約の締結に要する費用及び印刷物の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、この契約を履行することにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(規定の適用)

第24条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第25条 この契約について疑義のあるときは、発注者と受注者との協議のうえ定めるものとし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。